第二章　家畜・家禽の遺伝資源の保護

第九条　国は、家畜・家禽の遺伝資源保護制度を確立する。各レベルの人民政府は措置を講じ、家畜・家禽の遺伝資源の保護を強化し、家畜・家禽の遺伝資源の保護経費を財政予算に計上するものとする。

家畜・家禽の遺伝資源の保護は国が主体となり、関係する組織、個人が法に則って家畜・家禽の遺伝資源保護事業を推進することを奨励、支援する。

第十条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、専門家で構成される国家家畜・家禽遺伝資源委員会を設立し、家畜・家禽の遺伝資源の鑑定、評価、家畜・家禽の新品種、交雑育種体系の査定に責を負い、家畜・家禽の遺伝資源の保護と利用計画の論証および関係する家畜・家禽遺伝資源保護のコンサルティング業務を担当する。

第十一条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、家畜・家禽の遺伝資源の調査業務の手配に責を負い、国の家畜・家禽遺伝資源状況のレポートを発布し、国務院が承認した家畜・家禽遺伝資源目録を公布する。

第十二条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、家畜・家禽の遺伝資源の分布状況に基づき、全国の家畜・家禽遺伝資源の保護および利用計画を制定し、国家レベルの家畜・家禽遺伝資源保護リストを定めるとともに公布し、我が国原産の珍しく、希少な、絶滅のおそれがある家畜・家禽の遺伝資源について重点保護を実施する。

省レベルの人民政府牧畜獣医行政主管部門は、全国の家畜・家禽遺伝資源の保護と利用計画および地元行政地域内の家畜・家禽遺伝資源の状況に基づき、省レベルの家畜・家禽遺伝資源保護リストを定め、公布するとともに、国務院牧畜獣医行政主管部門に届け出る。

第十三条　国務院牧畜獣医行政主管部門は、全国の家畜・家禽遺伝資源の保護と利用計画および国家レベルの家畜・家禽遺伝資源保護リストに基づき、省レベルの人民政府の牧畜獣医行政主管部門は、省レベルの家畜・家禽遺伝資源保護リストに基づき、それぞれ家畜・家禽遺伝資源保存農場、保護区およびジーンバンクを構築または確定し、家畜・家禽遺伝資源の保護任務を担当する。

中央と省レベルの財政資金の支援を受ける家畜・家禽遺伝資源保存農場、保護区およびジーンバンクは、国務院牧畜獣医行政主管部門または省レベルの人民政府牧畜獣医行政主管部門の承認を得ることなく、保護されている家畜・家禽遺伝資源を無断で処理してはならない。

家畜・家禽遺伝資源ジーンバンクは、国務院牧畜獣医行政主管部門または省レベルの人民政府牧畜獣医行政主管部門の規定に照らし、家畜・家禽遺伝材料を定期的に採集し、更新するものとする。関係する組織、個人は家畜・家禽遺伝資源ジーンバンクに協力し、家畜・家禽遺伝材料を採集するとともに、適切な経済補償を得る権利を有する。

家畜・家禽遺伝資源保存農場、保護区とジーンバンクの管理規則は、国務院牧畜獣医行政主管部門が制定する。

第十四条　新たに発見された家畜・家禽遺伝資源は、国家家畜・家禽遺伝資源委員会が鑑定するまで、省レベルの人民政府牧畜獣医行政主管部門が保護方法を定め、臨時保護措置を講じるとともに、国務院牧畜獣医行政主管部門に届け出るものとする。

第十五条　国外から家畜・家禽遺伝資源を導入する場合、省レベル人民政府牧畜獣医行政主管部門に申請を出すものとする。申請を受理した牧畜獣医行政主管部門は審査を行い、国務院牧畜獣医行政主管部門の評価・論証を受けた上で承認する。承認された場合、『中華人民共和国出入国動植物検疫法』の規定に照らし、関係する手続きを行うとともに、検疫を実施するものとする。

国外から導入した家畜・家禽遺伝資源について、国内の家畜・家禽遺伝資源、生態環境に対する危険または危険をもたらす可能性が見つかった場合、国務院牧畜獣医行政主管部門は関係する主管部門と協議し、相応の安全管理措置を講じるものとする。

第十六条　国外に輸出する場合、または国内と国外の機関、個人の合同研究で保護リストに掲載された家畜・家禽遺伝資源を利用する場合、省レベルの人民政府の牧畜獣医行政主管部門に申請を出すと同時に、国の利益配分のプランを提出するものとする。申請を受理した牧畜獣医行政主管部門は審査した上で、国務院牧畜獣医行政主管部門に承認を申請する。

家畜・家禽遺伝資源を国外に輸出する場合は、『中華人民共和国出入国動植物検疫法』の規定に照らし、関係する手続きを行うとともに、検疫を実施するものとする。

新たに発見された家畜・家禽遺伝資源は、国家家畜・家禽遺伝資源委員会が鑑定するまで、国外に輸出してはならず、国外の機関、個人との合同研究に利用してはならない。

第十七条　家畜・家禽遺伝資源の出入国と対外合同研究での利用の審査承認規則は、国務院が定める。